

令和元年11月1日

泉南市長

竹中 勇人 様

男里浜区長 小寺 俊治



亀公園の存続願いに対する貴市の対応について

当区から貴市へ申し入れております亀公園の存続願いに対する貴市の対応は、まず折衝態度の面において極めて誠実さに欠けるうえ、回答内容や代替措置も当区の要望とは大きくかけ離れたものであり、到底納得できる状況にはありません。以下に、順を追って具体的に指摘させていただきます。

1. 遊具移設の検討状況の問い合わせに対する貴職員の虚偽回答

9月11日(水)に、都市整備部の幹部職員5名と当区の理事3名が一度目の団体折衝を行なった際に、当区は「取り外しが予定されている亀公園の遊具を廃棄処分とせず、当区内にある男里公園(通称=浜公園)へ移設してほしい。」との要望を伝え、貴市の職員からは「検討するので、しばらくの期間をいただきたい。」との回答を受けました。

それから約一か月が経過した10月10日(木)に、遊具移設の検討状況を確認するため、私が住宅公園課に電話で問い合わせたところ、同課の大場係長から「移設することの技術的可否の検討と、移設する場合の費用の試算を行なっているところです。」との回答を受けました。

ところが、10月18日(金)に行われた二度目の団体折衝の場で、同課の眞田課長から「9月末頃に遊具の専門家が現物を点検したところ、木製遊具には劣化が認められ、安全上の観点等から移設は勧められないとの見解であったため、遊具全体の移転は行わないことをその時点で決定した。そして、すべり台に限定した移転費用の見積りを求めたところ、約150万円の見積書が10月3日付で提出された。」と、私たちの要望と全くそぐわない内容の説明がされたのです。

そしてその場で、驚くべき事実が判明しました。すなわち、専門家の遊具点検に立会ったのも、そして遊具全体の移転は行わないとの前提ですべり台に限定した移転費用の見積りを業者から受け取ったのも、実は大場係長であったという事実です。

つまり、大場係長はこの極めて重要な二つの決定に係わった当事者そのものであり、当区の要望には沿えないという貴市の方針が、既に10月初旬には決定済みであることをすべて熟知しておりながら、それより1週間以上経過した10月10日に「遊具移転の可否の技術的検討とその試算を行なっているところである」などと、あたかも当区の要望をその時点でも検討中であるかのごとく、私に回答したのです。

事実反したこの回答が、大場係長個人の意思に基づくものであるのか、それとも上司からの指示に基づくものであるのか、その真相は今も定かではありませんが、いずれにせよ当区の要望は受け入れられないことを既に決定済みでありながら、それを隠ぺいしたまま前述のような回答を行うことは、正に「虚偽回答」であると言わざるを得ず、極めて誠実さに欠ける対応であります。

2. 令和元年10月29日付回答について

(1) 亀公園の廃止理由

今回の問題で私たちが最も重要であると捉え、何度も何度も問いただしてきた疑問、すなわち「現に多くの市民が利用している亀公園をつぶし、老若男女の市民を追い出してまで、その跡地に営利目的の有料グラウンド・ゴルフ場を建設することの必要性(正当な合理的理由)がどこにあるのか」という点に全く言及されていません。

都市整備部の幹部職員からは「除草や樹木の剪定、そして何よりも遊具の維持管理と補修・取換えに多額の費用を要する金食い虫の亀公園を市は持て余しており、その負担から解放されるため手放したいというのが本音です・・」という声が、まことしやかに伝わってきています。

よもや、このような不純な動機から亀公園の廃止が画策されたとは信じたくありませんが、いずれにせよ前述した当区の疑問についての明確な回答を要望致します。

(2) 情報公開の不備(泉南市自治基本条例への違反)

多くの市民が利用している亀公園をつぶし、その跡地にグラウンド・ゴルフ場を建設するという極めて重要な政策の決定過程において、貴市はこれを市民に一切知らせない(伏せた)まま強行したことの不当性についても、当区はたびたびこれを指摘してきました。

さらに、貴市のこの行為は、貴市が最も上位の市条例と位置付けている「泉南市自治基本条例」に明らかに違反していることについても、当区はその該当条項まで示して指摘しましたが、今回の回答はこの点について全く言及さ

れていません。

この点に関する当区の疑問についての明確な回答を要望致します。

(3) 遊具の移設について

当区の要望は、まず可能であれば「遊具全体の移設」であり、もしそれが困難な場合は次善策として「青すべり台か赤すべり台のいずれか一本のラインの移設」であります。その理由は、亀公園では「吊り橋式の揺れる渡り廊下」が遊具の目玉であり、利用者(とりわけ幼児・児童)にとって最も人気が高いものであるからです。

しかるに、貴市が検討されているのは、この渡り廊下の伴わないすべり台部分(1基)に過ぎず、利用者が満足するはずがないものであります。

この渡り廊下部分を移設すべく、再検討を要望致します。

3. 代替公園開放日について

10月末に配布された「広報 せんなん」11月号の2頁に、11月の代替公園開放日の記事が掲載されております。

それによりますと、①なみはやグラウンドはすべて平日のみで、土・日・祝日は一切確保されておらず、公園利用者にとっては何のメリット(恩恵)も認められないのが実情です。また、②南部防災拠点(芝生広場)は、従来からも個々の市民が普通に出入りしているというのが実態であり、ことさらに「開放日」と銘打つほどのことなのか、というのが正直な感想です。

なお、当区の区民センターへは樽井小学校の児童がよく立ち寄っておりますので、ある児童に「亀公園へ入れなくなる代わりにサッカー場やカマボコ体育館横の芝生へ入れるならオーケーか？」と問いかけたところ、「ただの草っ原があるだけで、あんな所ではかくれんぼも鬼ごっこもできないから、何も嬉しくないわ。」という返答でした。

貴市の代替措置と称する政策を、市民が如何に評価していないかがよく分かる事例として、参考までにご紹介しておきます。

4. おわりに

私たちは、竹中市長の「地域に根差した市民の健康で幸せな暮らしの実現に全力で取り組む。」という基本姿勢を、常日頃から評価し支持しております。

そして、よもやこの基本姿勢を自ら破るような政策を選択されることはないものと、固く信じております。

竹中市長におかれましては、当区の切実なる要望に深い理解を示され、区民が納得する対処をしていただきますよう、改めてお願い申し上げます。